

社会福祉法人こばと福祉会第一期評議員名簿

任期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 6 月定時評議員会まで）

氏 名
富士縄美恵子
堀 川 有
小野瀬 伸二
五十嵐 武雄

社会福祉法人こばと福祉会第一期理事名簿

任期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月定時評議員会まで）

氏 名
助川 利忠
阿久津よしみ
助川 健一
富岡 恵子
長島 麻里子

社会福祉法人こばと福祉会第一期監事名簿

任期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月定時評議員会まで）

氏 名
大貫 博世
井上 文子

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人こばと福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 役員及び評議員が、その職務のため会議に出席したときは、交通費として1回につき2000円を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月評議員会の議決日から施行する。